



『基礎的環境整備』『合理的配慮』って、何？ Part 1

「障害者の権利に関する条約」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」、「障害者基本法」の内容を受けて、教育においても『インクルーシブ教育システム』と『合理的配慮』が打ち出されました。『基礎的環境整備』が基盤となって『合理的配慮』が提供されます。今回は『基礎的環境整備』『合理的配慮』について改めて確認していきましょう。

『基礎的環境整備』『合理的配慮』っていう言葉ができましたね。学び続けているレオ先生ですから、分かっていますよね。ちょっと説明してもらってもいいですか。



レオ先生

えっ…、『基礎的環境整備』は…、スロープをつけるとか…。
んー…、『合理的配慮』は…、読みが苦手な子にルビを打つとか…。

確かに、そういうことですけど、もう一度、正しく押さえていきましょう。
まず、法的な根拠をもとに確認していきましょう。

「インクルーシブ教育システム」

障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み

- ① 一般的な教育制度から排除されないこと。
- ② 生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること。
- ③ 個人に必要な『合理的配慮』が提供されること。

障害者の権利に関する条約
(第24条より)



- 年齢や能力に応じ、特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育内容や方法の改善及び充実を図る。
- 障がい者である児童生徒及び保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重する。
- 障がい者である児童生徒と障がい者でない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、その相互理解を促進する。

障害者基本法
(第6条：教育より)

「障害者差別解消法」

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す

- ① 不当な差別的取り扱いの禁止。
- ② 国や行政機関、地方公共団体、民間事業者などを対象に障がい者への『基礎的環境整備』『合理的配慮』の提供を義務化。

その人に合った工夫、やり方を配慮することで、障がいがある人が困ることをなくしていくことなどを定めています。『基礎的環境整備』『合理的配慮』は法的義務なんですよ。



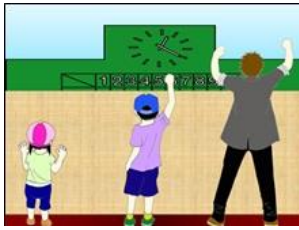
ということは、『基礎的環境整備』や『合理的配慮』をしないことは、差別であり、法律違反ということですね。もっと、『基礎的環境整備』や『合理的配慮』について詳しく教えてください！



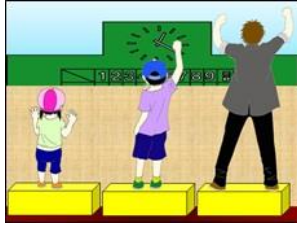
校長先生

何々、私も一緒に聞かせてもらうよ。

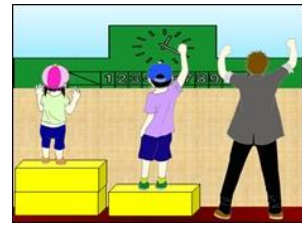
では、大阪府教育センターのブログに『**基礎的環境整備**』『**合理的配慮**』についてわかりやすく示されていたので紹介しますね。



①3人で野球観戦をしています。しかし**塀**があって、観戦できない人もいます。



②この球場には**配慮**があって、**ブロック**が用意されていました。一人ひとつずつ分けましたが、まだ観戦できない人がいます。



③今度はこのように**ブロック**を置き直しました。これでみんな観戦することができますね。

さて、この球場にはもともと**ブロック**が用意されていました。これがいわば『**基礎的環境整備**』。そして一人ひとりのニーズに合わせてそれが用いられている点が、『**合理的配慮**』といえるでしょう。『**合理的配慮**』の基礎となる環境の整備を『**基礎的環境整備**』といいます。**基礎的環境整備と合理的配慮、つまり、全体に対する配慮と個別の配慮がうまくあわせて、支援が成立するのですね。**

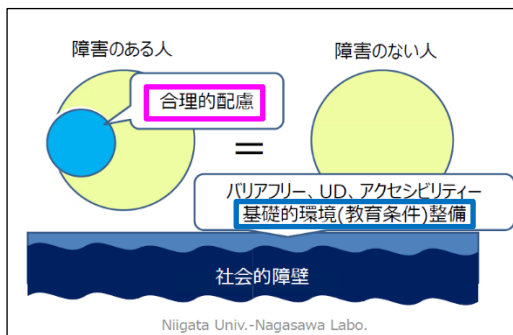
(大阪府教育センターブログより)



そうか。ブロックを平等に一つずつ分けても、観戦できない人がいたら意味がないですね。みんなが観戦できるようにするためには、ブロックの数を一人ひとりに合わせて使ってほしい、これが、『**合理的配慮**』ってことですね。



そうです。では、学校における『**合理的配慮**』『**基礎的環境整備**』について、今度は新潟大学の長澤先生の図で説明しましょう。『**社会的障壁**』という言葉も出てきますよ。あわせて勉強していきましょう。



『**社会的障壁**』とは障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。



例 街なかの段差 例 書類 例 ホームページ
3センチ程度の段差で車 難しい漢字ばかりでは、理 すべて画像だと読み上げ
椅子は進めなくなります。 解しづらい人もいます。 ソフトが機能しません。

<内閣府 障害者差別解消法リーフレットより>

『**基礎的環境整備**』とは法令に基づき、または財政措置により、国や地方公共団体が行う教育環境の整備のことです。上の図でいえば、**段差**(『**社会的障壁**』)をなくすために**スロープ**を設置したり、**アクセシビリティ**を高めたりすることです。学校でいえば、**授業のユニバーサルデザイン化**もそのひとつとなります。

※アクセシビリティ:障がい者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できるということ。誰もが使いやすいということ。

(例) 音声案内機能、画面文字の拡大・フォント変更、点字機能、読み上げ速度調整機能 等

『**合理的配慮**』とは『**基礎的環境整備**』の上に、個々の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。



「授業のユニバーサルデザイン化」も『**基礎的環境整備**』のひとつなんです。一人一台タブレット端末が導入されたことは、アクセシビリティ等も簡単に利用できますね。では、具体的にどのような『**合理的配慮**』があるか教えてください。



分かりました。具体的な学校における『**合理的配慮**』については、次回 Part2で紹介しますね。それまでに、レオ先生もご自身で勉強しておいてください。



レオ先生、私も一緒に勉強させていただきますよ。頑張りましょう。



ううっ、頑張ります!

さらに学び続ける教師、レオ先生であった。